

# 暮らしのお知らせ

**問** 問い合わせ **申** 申し込み  
**名** 名寄庁舎 (☎01654 2111)  
**風** 風連庁舎 (☎01655 2511)

## 移動窓口

### 夜間納税窓口

(17:30~19:30)

とき 4月26日(月)  
ところ 名寄庁舎2階  
税務課納税係

### パスポート移動窓口

(11:00~14:00)

ところ 名寄庁舎1階ロビー  
とき 4月14日(水)  
28日(水)

### 社会保険事務相談窓口

とき 4月8日(木)  
10:30~16:00  
ところ 名寄商工会議所  
完全予約制  
☎0166(72)5004

## 暮らしのリサイクル

(10:00~16:00)

名寄消費者協会 ☎01654 5630

毎週水曜日は定休日  
不用になった家庭用品などを紹介  
します。お気軽にお電話ください。

ゆずります  
スタッドレスタイヤ  
(195-60R14 ホイール付)

ゆずってください  
ストーブ  
お絵かきボード  
炊飯器  
教科書(中学国語・数学)  
問題集・ドリル(中学国語・数学)  
スキーキャリア(マグネット式)  
鉛筆けずり(手動)  
グランドピアノ  
ラジカセ(カセットテープにダ  
ビングできるもの)  
エレクトーン  
キーボード  
電子ピアノ

## 介護保険のお知らせ

介護保険料について

平成22年度の介護保険料の基  
準額は、44,000円(年額)  
です。世帯員の住民税課税状況  
や本人の年金収入額および所得  
金額により介護保険料が決まり  
ます。詳細は、介護保険料が確  
定する7月に「平成22年度介護  
保険料額決定通知書」と同封さ  
れるリーフレット(介護保険料  
のお知らせ)をご覧ください。  
納付方法が特別徴収(年金か  
らの天引き)の方の仮徴収につ  
いて

介護保険料は、前年の所得な  
どにより7月に確定します。そ  
のため、4月・6月・8月支給  
年金からの天引きは、前年度2  
月分の天引き額と同額を仮徴収  
させていただきます。  
その後、10月・12月・2月には  
7月に確定した年間保険料額か  
ら仮徴収分を除いて調整した額  
が年金から天引きされます。

仮徴収額の変更について

介護保険料の仮徴収額(4月  
引き額)と介護保険料確定後の  
本徴収額(10月・12月・2月支  
給年金からの天引き額)との差  
が大きく生じると思われる方に  
は、均衡を図るために6月・8  
月支給年金からの天引き額を変  
更します。  
対象の方には、「仮徴収額変  
更のお知らせ」を送付します。  
**名 問** 高齢介護課介護保険係  
2階

## 第61回北海道植樹祭in下川の参加者を募集

とき 5月30日(日) 8:00~14:00  
ところ 下川町桜ヶ丘公園  
内容 記念式典、植樹、催事  
定員 1,500人(先着)  
募集期限 4月23日(金)  
定員になり次第、締め切ります  
詳細は、申込み後、連絡します。  
参加者に記念品・昼食が出ます。  
**申・問** 経済部耕地林務課林務係  
**風** 3階

## 聴覚障がい者のための手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座  
・とき 5月10日~12月2日  
毎週月・木曜日  
19時~20時30分  
・ところ 総合福祉センター  
受講条件 18歳以上  
申込期限 4月22日(木)  
要約筆記奉仕員養成講座  
・とき 5月19日~10月27日  
毎週水曜日 19時~21時  
・ところ 総合福祉センター  
受講条件 18歳以上  
申込期限 4月22日(木)

**名 問** 社会福祉課障害福祉係  
2階

## みんなの国民年金

平成22年度の国民年金保険料  
は、月額15,100円です。  
一定期間分をまとめて納付す  
ることや口座振替にすることで  
割引制度が利用できお得です。  
国民年金保険料学生納付特別  
について

所得が無い学生の方が、将来  
の老齢基礎年金や、不慮の事故  
等により障害が残った場合の障  
害基礎年金を受けられなくなる  
ことを防止するため、申請によ  
り該当になると在学期間中の保  
険料納付を猶予されます。  
平成22年度分の受付を開始し  
ましたので、市役所1階の国民  
年金担当へ申請してください。  
納付が困難な方のために、申  
請により全額または一部が免除  
される制度もありますのでご相  
談ください。

**名 問** 市民課市民年金係  
1階  
**風** 1階

## 固定資産の縦覧・閲覧が始まります

縦覧は、納税者が他の土地や  
家屋の価額との比較を通じて、  
自己の土地や家屋の評価が適正  
かどうかを判断できるようにす  
るための制度です。また、納税  
者本人は課税台帳の閲覧も可能  
です。

縦覧・閲覧できる事項は、所  
在、地目、地積、家屋床面積、  
価額などです。

縦覧・閲覧場所  
・市役所名寄庁舎2階9番窓口  
税務課資産税係  
・市役所風連庁舎1階1番窓口  
地域住民課総務・税務係  
縦覧できる方  
市内に免税点以上の土地、家  
屋を所有する納税義務者、納税  
管理人に限りです。

本人確認ができるもの(運転  
免許証・納税通知書など)をご  
持参ください。また、代理人で  
の閲覧に際しては委任状の持参  
が必要です。

縦覧期間  
4月1日(木)~5月31日(月)  
9時~17時(土・日・祝日を除  
く)  
**名 問** 税務課資産税係  
2階

庁舎内の配置変更に伴い、4月号では各担当の内線を表示していません。

### 修学金並びに修学資金に係る利子補給制度

市では、学業成績が優秀であつて経済的に就学困難な学生や生徒に対して、貸し付けを受けた奨学金・修学資金に係る利子補給を行っています。

対象者  
 高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校・専門課程に進学、在学中の方親、またはこれに代わるべき方が市民であること

・独立行政法人日本学生支援機構の有利子奨学金の貸し付けを受けた方  
 ・(株)日本政策金融公庫・民間金融機関の修学資金の貸し付けを受けた方で、規則で定める選考基準により選考された方

独立行政法人日本学生支援機構奨学生は、無条件で利子補給の対象となります。

利子補給金の算出基準額  
 高等学校在学者 12万円に修業年限を乗じた額  
 高等専門学校在学者 18万円に

修業年限を乗じた額  
 専修学校(専門課程)在学者、または各種学校在学者(修業年限1年以上)は、36万円に修業年限を乗じた額  
 大学、大学院在学者は 48万円に修業年限を乗じた額

利子補給金  
 上記基準額に対し  
 【独立行政法人日本学生支援機構奨学生】  
 基準額にその貸付利率を乗じて得た額の一部を補給  
 【(株)日本政策金融公庫・民間金融機関】  
 規則に定める選考基準の収入判定額により補給  
 申し込み受け付け  
 利子補給申請の受け付けは、10月末日までです。

市役所名寄庁舎3階教育委員会に申請書を提出してください。

名 係 3階  
 教育委員会学校教育課総務

### 生きがいホビーセンターで講座受講生を募集

講座内容  
 手びねり陶芸 1班  
 第1・3水・金曜日  
 手びねり陶芸 2班  
 第2・4水・金曜日  
 アートフラワー  
 毎週水・金曜日  
 シニアコーラス  
 毎週木曜日

同好会活動  
 囲碁同好会(毎週 月)  
 木彫同好会(毎週 火)  
 手芸同好会(毎週 水)

対象  
 60歳以上の市民  
 期間  
 4月～平成23年3月末  
 受講料  
 無料(材料費は自己負担)

申・問  
 生きがいホビーセンター  
 ☎01654 2038

### 後期高齢者医療制度からのお知らせ

保険料率が変わります  
 平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。

### 保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。  
 保険料額は、加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。  
 世帯主や加入者(被保険者)の所得に応じて、保険料の軽減があります。

1年間の保険料 (100円未満切捨て、 限度額50万円)	=	均等割額 40,078円 (道内44,192円)	+	所得割額 (平成21年中の所得-33万円) ×9.33%(道内10.28%)
------------------------------------	---	--------------------------------	---	--

この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」により個別に通知します。

所得が次の金額以下の世帯	均等割額(軽減割合)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	4,000円(9割軽減)
33万円	6,011円(8.5割軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 【単身世帯の方は該当しません】	20,039円(5割軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	32,062円(2割軽減)

保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

- 保険料の軽減について
- (1) 均等割額の軽減 所得に依りて均等割額が軽減となります。  
 (軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。左表参照)
  - (2) 所得割額の軽減 加入者個人の所得で判定します。  
 前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減となります。
  - (3) 被用者保険の被扶養者であつた方の保険料の軽減  
 加入時に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。  
 被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。

名寄市は老人医療費の低い市町村として、均等割・所得割とも道内他市町村より低く設定されており。

問 北海道後期高齢者医療広域連合

均等割額	40,078円 (道内44,192円より 4,114円低い)
所得割	9.33% (道内10.28%より 0.95%低い)

☎011(290)5601

### 花づくり教室 「ペチュニアを植えよう」

日差しが暖かくなり、待ちに待った春が訪れましたね。今年、ペチュニア(サクラサクラ)を咲かせてみましょう。

とき  
 4月22日(木)  
 13:30～15:30

ところ  
 女性児童センター  
 講師  
 古木 修一氏

内容  
 ・花の植え込み、プランター花壇の手入れ  
 ・スライド(参考)

定員 30人  
 持ち物 なし  
 申込期限  
 4月15日(木)  
 (定員になり次第締め切ります)

申・問  
 女性児童センター  
 ☎01654 3465



## 自衛官募集

種 目	応募資格	募集期限	試験日
一般・技術幹部候補生	22歳以上26歳未満 大学院修士学位取得者は28歳未満	～5/10(月)	5/15(土)・5/16(日) 16日は飛行要員
歯科幹部候補生	20歳以上30歳未満	～5/10(月)	5/15(土)
薬剤幹部候補生	20歳以上26歳未満	～5/10(月)	5/15(土)
予備自衛官補(一般公募)	18歳以上34歳未満	～4/9(金)	4/17(土)
予備自衛官補(技能公募)	18歳以上55歳未満 保有する技能によって異なります	～4/9(金)	4/18(日)
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	～5/10(月)	5/22(土)

パンフレット・志願票はこちらに用意してあります。

自衛隊旭川地方協力本部  
名寄出張所(西1南9)

☎01654 3921

志願受付票は、市役所企画課にも用意してあります。

## 無料相談窓口

### 市民相談室

ところ 名寄市民会館1階(大通北1) 申・問 ☎01654 2111(内線3616)

市民相談 9:15～16:00

とき 月～金曜日

無料法律相談 11:00～

とき 4月11日(日)

5月9日(日)

事前予約が必要です

行政相談 13:00～16:00

とき 4月8日(木)

### 結婚相談

とき 第1金曜日1月1日は休み

その他の金曜日 13:00～15:00

消費者相談 9:00～16:00

とき 月～金曜日(1月6日より)

ところ 市民会館2階

消費者センター

☎01654 3575

労働相談 8:45～17:30

とき 月～金曜日

ところ 名寄庁舎3階

産業振興課労働相談所

☎01654 2111

人権相談 8:30～16:30

とき 月～金曜日

ところ 旭川地方法務局名寄支局

☎01654 2349

心配ごと相談(24時間)

とき 月～金曜日

ところ 総合福祉センター

☎01654 3968

精神障害者生活相談

(酒害相談も) 13:00～15:00

とき 毎月第3木曜日

ところ 総合福祉センター

☎01654 3968

教育相談ハートダイヤル

9:00～17:00

とき 月～金曜日

ところ 女性児童センター

☎01654 1000

## 違反建築物等の防止について

市内では建築シーズンの時期となつてきましたが、建築物など(左記参照)を建築する場合は仕事を着手する前に建築確認申請書を提出して、法令の規定に適合するかどうか、建築主事の確認を受けなければ建築することができません。最近、無届けによる建築行為で処罰の対象となるケースが増えつつありますので、十分ご注意ください。申請書の作成にあたりましては、工務店、販売店などにご相談ください。

床面積が10㎡を超える建築物・市販の物置、車庫、ガレージなどもすべて対象ただし、準防火地域内は面積に関わらず申請書の提出が必要となります。高さが4メートルを超える屋外広告物などの工作物。

## 建設リサイクル法の届出等について

最近、スチール製車庫などは確認申請の手続きが不要と称して販売する悪質な業者がおりますので、十分にご注意願います。詳細につきましては、左記までお問い合わせください。

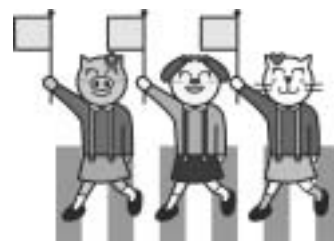
建築物などを解体する場合、80㎡以上を対象に事前(工事着手日の7日前まで)の届出が義務づけられています。また分別解体や解体材の再資源化なども義務づけられています。無届けの解体やミニ解体は処罰の対象となりますので十分ご注意ください。詳細につきましてはお問い合わせください。

問 建設水道部都市建築課計画指導係  
風 2階

## 新入学児童を交通事故から守りましょう 春の全国交通安全運動 4月6日(火)～4月15日(木)

### 重点項目

全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用  
子どもと高齢の方の交通事故防止  
スピードの出し過ぎ防止  
自転車乗用中の交通事故防止  
飲酒運転の根絶



## ご寄付

ありがとうございました  
(順不同・敬称略)

新一年生への入学記念品として  
名寄文具商組合  
病院施設の整備等の充実のために

岡根 のぶ子

井上 鋭子

新天文台のために

名寄ロータリークラブ

(木賀 義晴 創立50周年記念  
実行委員長)

白石社会保険労務士事務所

(白石 由紀子)

医療と福祉による安心して暮らせるまちづくり事業のために

西條 元彦

ピヤシリ大学のために

名寄ピヤシリ大学第27回卒業

生一同